

入居約款

しっかりとご確認の上、ご入居下さい。

1. 入居開始日より使用者名義が各自の名前に登録完了するように遅延なく手続きして下さい。
電気→中部電力 TEL 0120-985-250 入居日の前日迄に連絡
ガス→ガステック 入居日の2日前迄に連絡 立合い必要
水道
2. 鍵は入居の時2本お渡し致しますが、保安上問題がありますので、スペアキーは絶対に作らないで下さい。退去の時1本でも紛失されていた場合には、安全の為にドアロック全部を取り替えし、その代金をご請求しますので紛失しないようにご注意下さい。
3. 自動車・自転車は指定場所以外には絶対置かないで下さい。
当敷地内外で、天災・盗難・損傷等の事故が発生した場合、一切の補償責任を負いません。
当敷地内の違反車輛につきましては、中央警察署に通報して下さい。
4. ゴミは、決められた曜日の朝8時半迄に、指定場所へ正しく出して下さい。
5. 引っ越しの時に出るリサイクル可能なダンボールをゴミ集積所に出しても市は収集してくれませんので、決められた日時に、指定場所へ出して下さい。
6. トイレには水洗用トイレトーパー以外の物（生理用品・紙おむつ・ティッシュペーパー・タバコ・その他）は絶対に流さないで下さい。
配管づまりによる事故の場合はその実費を負担していただきます。
7. 洗濯機の水が溢れたりバケツをひっくり返したりしますと、その被害は下の階の方に直接かかってきます。万一そういう事態が発生しましたら、直ちに甲にご連絡の上、下の階のお宅へかけつけて水の処理、被害の弁償をして下さい。
8. 部屋の換気や風通しをよくしておきませんと結露が発生しカビ・害虫のもとになります。とくに冬期は部屋を暖房するため必ずといってよいほど結露が発生します。
また浴室は換気に努め湿ったままにしておかないで下さい。
9. 旧式の石油ストーブ等の使用は禁止します。（火災防止のため）
10. 電気（冷暖房等）・電話・TVアンテナ・ガス・水道等の諸設備の増改設は、必ず事前に甲にご連絡下さい。
11. 各部屋の壁は特殊な材質で出来ていますので、クギ・ネジ類は使用できません。
またステッカー・ポスター等をむやみに貼らないで下さい。
12. 共用部分は避難通路を兼ねているため、万一に備え私用物を置かず、常に美化に努めて下さい。
タバコの投げ捨て等は絶対にしないで下さい。
13. 入居後の新電話番号・勤務先や連絡先や同居人等の変更内容・1ヶ月以上部屋を空ける時は甲まで書面又は口頭にて届出て下さい。
14. 退去される時は退去予定月の1ヶ月前迄に書面又は電話にて退去連絡して下さい。
電気・ガス・水道は各自で止めて精算して下さい。

年 月 日

住所

賃借人

氏名

印

念 書

当マンションは、ペットと暮らせる賃貸マンションですが、入居申込時にペット飼育の申請を行いペット規則の契約を締結していない場合はペットの飼育は認めません。

入居後にペットを飼育する際は、事前に貸主にペット飼育の申請を行い所定の手続きの上、許可を得なければなりません。

この場合、犬 家賃1ヶ月分、猫 家賃2ヶ月分の敷金追加預託が必要となります。

私は、ペットの飼育は致しません。よって訪問者も含めペットの一時的な預かり・持ち込みも致しません。

これに違反した場合は、無断ペット飼育者とし礼金(家賃2ヶ月分)の支払い、もしくは契約解除の請求又退去時の原状回復義務はペット規則に従い請求されても異議申し立てしない証とし、本書1通を差し入れます。

年 月 日

住 所

借 主

氏 名

印

ペット飼育規則

第1条 このペット飼育規則は () 号室) (以下当マンションという) 内でペットを飼育する際に、その飼育者同士が互いに遵守することによって、ペットを飼育する居住者と飼育しない居住者が共に快適な共同生活を送るために必要不可欠なものである。飼育者は、このペット飼育規則を完全に誓約できる場合のみ当マンションでの飼育が認められる。もし、このペット飼育規則に違反し他に危害、迷惑をかけたか、動物愛護精神に反する行為があつて「飼育する資格なし」と判断された場合、甲の契約解除も含む指示に速やかに従わなければならない。

第2条 当マンションで飼育できるペットは社会通念上一般家庭において専ら愛玩・伴侶の目的で飼育されると認められるものであり、1住宅1匹(甲の書面による承諾を得たもの)とし大人の状態で体重5kg迄とする。

第3条 当マンションでペットを飼育する際は入居申し込み時に飼育の申請をし、所定の手続き後許可を得てから登録するものとする。原則として入居申し込み時に飼育の申請がない入居者のペット飼育は認められない。入居時の申請がなく、入居後にペットを飼育する際は、事前に甲に申請をし、所定の手続き後許可を得て登録しなければならない。また、入居後登録されたペット以外を飼育する場合も同様である。

第4条 飼育を許可・登録されたものは、毎年法律で定められた狂犬病予防法に基づく予防注射及び混合ワクチン(パルボウイルス感染症、ジステンパーウイルス感染症、犬伝染性肝炎)等を確実に接種すること。常に飼育するペットを健康かつ衛生的に保つように心がける。飼育者は保健所が交付するラベルを各室入口に貼付し小型犬を飼育していることを明示しなければならない。

第5条 ペット飼育者は次の行為を遵守すること。

- ① ペットを連れて室外に出るときは共用部分(当マンション内の通路・階段・エレベーター・ロビー・駐車場等)は必ず容器に入れるか抱きかかえ、逃走、糞、尿をさせないこと。万が一、共用部分で糞や尿をしてしまった場合は甲の指示に従い、ちり紙で拭き取り濡れ雑巾で拭き、瞬間脱臭除菌剤をスプレーする。
- ② 室内での排泄は決められた場所(ペット専用トイレ・サークルの中など)で行なうこと。室内での排泄時に使用するトイレ用消耗品等は水洗トイレや下水に流さないこと。
- ③ ペットは各室バルコニーの使用を禁止します。ペットのブラッシング又は洗浄は室内にて行い、屋外では行わないこと。
- ④ 鳴声が著しくうるさい、又は悪臭を放つペットは甲(獣医師との相談の上)の判断により診察を受けていただきます。
- ⑤ ペットのみで留守をする場合は12時間迄とする。それ以上留守にする場合はペットホテルや病院に預けること。
- ⑥ 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけたか、不快の念を抱かせる行為をしないこと。
- ⑦ 甲は乙がペット飼育規則に違反している疑いがあると判断した場合、乙又は同居者と同伴のもと入室して飼育状況を確認することができる。

以上のペット飼育規則を遵守することを誓約いたします。

規則に違反した場合、違約金として家賃2ヶ月分を請求されても異議申し立て致しません。

提出した写真以外のペットは飼育致しません。

年 月 日

住所
賃借人
氏名

印

《特約事項》

- ① ペット飼育者は敷金を家賃1ヶ月分、飼育しない居住者より多く乙より甲へ預託すること。
- ② 解約時乙の負担にて、床・カーペットはすべてリフォームすること。
- ③ 壁・クロス・備品等は解約時乙の負担にて、汚れ・損傷に応じて修理すること。
- ④ 解約時ルームクリーニング（ペット用）及び消毒を甲の指定する専門業者にて行ない甲に引き渡すこと。
- ⑤ 解約時、ペット飼育により生じた抜け毛等配管のつまりは責任をもって乙の実費負担にて修復すること。
- ⑥ 乙は契約（入居）途中でペットを飼育する事がなくなった場合でも契約締結時の賃料を支払うものとし、解約時の費用負担は上記と同様とする。
- ⑦ ペット飼育者はペット飼育規則に従いこれに違反しないこと。
- ⑧ 甲は、乙がペット飼育規則に違反し当マンション居住者又は近隣の住民に著しく迷惑をかけたと判断した場合、ペットの撤去又は契約の解除を求めることができる。
また過去に善良なるペット飼育を怠った乙に対しては、2度目の飼育を許可しないことができる。

〈ペット写真添付欄〉

《特約事項》

- ① ペット飼育者は敷金を家賃 2ヶ月分、飼育しない居住者より多く乙より甲へ預託すること。
- ② 解約時乙の負担にて、床・カーペットはすべてリフォームすること。
- ③ 壁・クロス・備品等は解約時乙の負担にて、汚れ・損傷に応じて修理すること。
- ④ 解約時ルームクリーニング（ペット用）及び消毒を甲の指定する専門業者にて行ない甲に引き渡すこと。
- ⑤ 解約時、ペット飼育により生じた抜け毛等配管のつまりは責任をもって乙の実費負担にて修復すること。
- ⑥ 乙は契約（入居）途中でペットを飼育する事がなくなった場合でも契約締結時の賃料を支払うものとし、解約時の費用負担は上記と同様とする。
- ⑦ ペット飼育者はペット飼育規則に従いこれに違反しないこと。
- ⑧ 甲は、乙がペット飼育規則に違反し当マンション居住者又は近隣の住民に著しく迷惑をかけたと判断した場合、ペットの撤去又は契約の解除を求めることができる。
また過去に善良なるペット飼育を怠った乙に対しては、2度目の飼育を許可しないことができる。

〈ペット写真添付欄〉